

令和7年度 就労選択支援事業に関する Q&A

1. 就労選択支援事業に関するもの

問1

Q 他サービスとの重複請求はできますか？

A 放課後等デイサービス及び、障害児入所施設の利用については報酬に重なりはなく、同一日に併給できます。その他の日中活動系のサービスについては同一日の報酬は算定できません。ただし、相互の合議による報酬の按分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではありません。(事務処理要領 P78 第2VII4(1)イ⑧)

按分方法として、例えば、①同一日の別々の時間帯に各々のサービスを提供する場合は各々の利用時間に基づき報酬を按分する、②同一日の同時間に両サービスを提供する場合(A型事業所の作業場面において就労選択支援のアセスメントを行う等)は報酬を等分する等が考えられます。

(令和7年3月31日付 厚労省通知「就労選択支援の実施について」P11 4(2))

問2

Q 報酬算定は1,210単位であるが、収支は担保できるのか？

A 他のサービスと同様に実施事業所の収支まで担保するものではございません。

問3

Q サービスの過程が複雑なため、利用者や保護者の理解が難しいのではないかと？

A 就労選択支援のリーフレットを基幹相談支援センター、特別支援学校等に配架します。

問4

Q 多機関の連携について、関わる機関が多ければ多いほど良いが、その分時間がかかるため連絡調整をどのように行っていけばよいでしょうか？

A 本人の状況から、選択支援事業所が主体となり連携の必要性のある機関へ連絡調整を行ってください。複数の特別支援学校の生徒が対象となる場合、特別支援学校の教諭がその都度対応することから負担が増える恐れがあります。そのためケース会議の調整については同日に開催する等の対応もご検討ください。

問5

Q 利用事業所について、選択支援事業所によっては利用先の確保が難しいのでは？

A 就労支援部会等への参加機会を活用し、事業所間の連携を深め、情報収集に努めていただきたいと思います。

問6

Q 障害特性上、公共交通機関の利用ができない等の理由により通所ができない場合、どのように支援していけばよいでしょうか？

A 特別支援学校在籍生徒が対象の場合については、特別支援学校等の教育課程に位置

付けられた校内実習や作業現場等における実習等の場面に就労選択支援事業所が出向いて、当該作業の観察を行うことが可能です。（令和7年5月15日付 厚労省・文科省通知「特別支援学校における就労選択支援の取り扱いについて」P4 2（4））

また他のアセスメント実施機関により既にアセスメントが実施されている場合は、就労選択支援事業所の効果的な支援や本人の負担軽減のため、当該アセスメントを活用もしくは参考として差支えありません。ただし当該アセスメントにおいて不足する内容があれば、本人の負担にならない範囲で追加的にアセスメントを行ってください。（令和7年3月31日付 厚労省通知「就労選択支援の実施について」P5 2（3）イ）

なお令和7年7月現在で就労選択支援にかかる在宅利用の要件が記載された国からの資料はございません。今後確認をしていきます。

問7

Q 就労選択支援内でアセスメントとして行う作業に工賃は発生しますか？

A アセスメント内で利用者に対する工賃が発生した場合は、利用者に支払って差支えありません。

（令和7年3月31日付 厚労省通知「就労選択支援の実施について」P5 2（3）ア）

問8

Q 就労選択支援事業所はアセスメントから決まった事業所への引継ぎをどのように行い、その後どこまで関わっていくのが適当ですか？

A 次につなげる事業所が決まればアセスメント結果等の情報を伝えます。その際、就労選択支援事業所の評価結果だけではなく、今後継続的に関わる事業所の立場になって、事業所等が具体的な支援方法を検討する際に参考になる情報について（本人の希望や目標、将来の見通し、関係機関等を含めた総合的なもの）説明できることが望ましいです。

また就労選択支援事業所はサービス終了後においても、本人がどのような状況になっているか、関係機関とも連携して把握することが大切です。

（厚労省「就労選択支援実施マニュアル」P31 3（3）2，3）

問9

Q 就労選択支援において、特別支援学校の夏休み等、繁忙が予測される時期に事業所職員を増員していいですか？

A 就労選択支援の人員配置は15：1以上になります。支援員の兼務について、一体的に運営する生活介護等（指定生活介護・指定自立訓練【機能訓練・生活訓練】、指定就労移行支援、指定就労継続支援【A型・B型】）の事業所に配置される常勤の職員指導員・生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとします。

（厚労省「就労選択支援実施マニュアル」P4 1）

（厚労省「就労選択支援に関するQ&A VOL.1」）

2. アセスメントに関するもの

問10

Q アセスメントの様式は市で統一したのがありますか？

A ありません。事業所任意の書式で結構です。参考として、厚生労働省が作成した「就労選択支援実施マニュアル」内、P29に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）開発「就労支援のためのアセスメントシート」について記載があります。

問11

Q 本人の希望するサービスとアセスメントの結果に乖離が生じる場合、本人の意向をどこまで尊重すべきでしょうか？

A 就労選択支援の目的は働く力と希望のある利用者に対して、本人が自分の働き方について考えることをサポートすることにあります。具体的には①本人の強みや課題、特徴を本人と協同して整理し、自己理解を促すこと②その過程や結果を通じて、本人が進路を選び、決めていくこと、を支援します。そのため「就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない」ということに留意が必要です。

（厚労省「就労選択支援実施マニュアル」P7 1（4））

問12

Q アセスメントの結果は市へ提出が必要ですか？

A 就労継続支援B型サービス費の支給申請に当たっては、就労選択支援事業所からのアセスメント結果の提出が必要となります。

就労継続支援B型は令和7年10月1日より、「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要があります。なお50歳に達している方や障害基礎年金1級を受給している方、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能となります。

（事務処理要領P38 第2II2（2）イ）

（令和7年3月31日付 厚労省通知「就労選択支援の実施について」P2 1（2））

3. サービス導入時に関するもの

問13

Q 就労選択支援の事業所数が少ないために、利用開始までに待機状態が生じることが予想される。早期にアセスメントを必要とする場合の対応策はありますか？

A あります。利用可能な就労選択支援の事業所が少なく、就労選択支援を受けるまでに

待機期間が生じる場合は就労移行支援事業所による就労アセスメントをえた就労継続B型の利用が認められます。その他に、最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援の事業所がない場合も同様となります。事前に地区担当のCWに相談ください。

(令和7年3月31日付 厚労省通知「就労選択支援の実施について」P2 1(2))

問14

Q セルフプランでサービスは利用できますか？また、セルフプランの利用者について、就労系の事業所につなげる際、関わる機関は選択支援事業以外にどの機関が想定されますか？

A 利用できます。セルフプランでサービス利用を行う場合は、就労選択支援事業所は市役所等と積極的な連携を行いながら必要に応じて、依頼元の関係機関や、他の就労支援機関等とも連携し、情報共有を行うこととされています。

(厚労省「就労選択支援実施マニュアル」P14 2(3))

問15

Q 利用者と就労選択支援事業所のマッチングは誰が行うのか？

A 事業所の選択、契約は本人が行います。

問16

Q 認定調査は利用する就労選択支援事業所が決定していなければ予約できませんか？

A 決定していなくても予約は可能です。

問17

Q 就労選択支援の利用を検討する際、相談窓口はどの機関になりますか？

A 市、基幹相談支援センター、就労選択支援事業所での相談受付は可能です。新規サービス利用者については、基幹相談支援センターにて申請、認定調査後の利用となります。

4. サービス支給決定に関するもの

問18

Q 1か月を超える支給決定は可能ですか？

A 可能です。就労選択支援については支給決定の有効期間は原則1か月ですが、以下の場合は2か月間利用できます。その場合、申請する際に地区の担当CWへ連絡が必要です。

- ① 利用者が自身に対して過少評価・過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ② 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合 (事務処理要領P93 第2VII9(2)ウ)

問19

Q 就労選択支援と併給できないサービスはありますか？

A 明確に記載がある国の資料はございません。ただし問1のとおり一部のサービスを除き、同一日の重複請求はできません。

問20

Q 希望があれば誰でもサービスを受けることはできますか？

A 18歳以上でサービス利用の根拠があれば利用は可能です。また特別支援学校等に在籍する生徒に対して1年次より利用可能ですが、15歳以上、18歳未満の生徒が就労選択支援を利用する場合は、児童相談所長が障害福祉サービスを受けることが適当と認め、その旨を市長に通知することが必要となります。（令和7年5月15日付 厚労省・文科省通知「特別支援学校における就労選択支援の取り扱いについて」P3 1（5））

問21

Q 就労選択支援に暫定期間はありますか？

A 就労選択支援は原則1か月の間にアセスメントを行う事業となるので、暫定支給決定は行いません。（事務処理要領P82 第2VII5（2））

問22

Q 就労選択支援を月途中で決定する場合、利用を始めた月の月末までの日数+原則1か月（月の日数から8日を控除した日数）の期間で決定できますか？

A 決定できます。

（事務処理要領P92～93 第2VII9（2）ウ）

5. 指定特定相談支援事業所に関するもの

問23

Q 計画相談費について、支給決定期間が1か月のため、同月のプランニングとモニタリングは認められますか？

A 同一月のプランニングとモニタリングの請求は認められません。新規の場合はプランニングの請求となります。軽易な変更の場合に追加でモニタリングを請求する場合は事前に地区担当のCWに相談ください。また指定特定相談支援事業所が「多機関によるケース会議」に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は「サービス提供時モニタリング加算」を算定できます。

（厚労省「就労選択支援実施マニュアル」P14 2（3））

問24

Q 指定特定相談支援事業所がプランを提出するタイミングについて、就労選択支援開始時とアセスメントの結果が出た後のサービス利用時の、計2回が必要となりますか？

A それぞれのサービスを利用する際に提出が必要となります。

6. その他

問 2 5

Q 金銭的な理由により生活が困窮している方（早急に就労を開始したい方）にとって、就労選択支援を受けることは時間的に足枷になりませんか？

A 金銭的な理由をはじめ、早急に就労継続支援事業所を利用したい場合については、状況を踏まえ、アセスメント期間を柔軟に設定することも検討していただければと思います。また、差し迫った生活困窮の状態にある方については、生活保護のほか、生活困窮に関連した相談窓口などのご案内を適宜行います。

なお、就労継続支援 A 型に関しては令和 9 年 4 月より就労選択支援の利用後の利用となります。現時点では国からの例外的な要件は確認できておりません。今後の国の動向を注視します。

問 2 6

Q 就労選択支援の事業所が少ないことについて、今後増やしていく対策はありますか？

A 就労支援部会等で当該事業についての検討は行っていきます。近隣市の就労選択支援事業所の情報を把握していきたいと考えております。

問 2 7

Q 通所交通費の助成はありますか？

A あります。利用の際は申請が必要となります。サービス新規利用の場合は基幹相談支援センターへ、サービス変更および追加利用の場合は市へご連絡ください。

問 2 8

Q 就労選択事業所職員の資質の担保はどのように図っていきますか？

A スキルアップ研修について、現在、市が独自に行うことは想定しておりませんが、サービスを開始後に部会等を利用し、実施状況等の情報共有の場を設定できればとよいと考えております。

問 2 9

Q 今後の選択支援事業所は就労支援部会に参加されますか？

A 基準省令において、就労選択支援事業所は自立支援協議会への定期的な参加等により、地域における社会資源、雇用に関する事例等に関する情報収集に努めることとされています。現時点において、どのような形で協議会等へ参加いただくかは未定でございますが、松戸市障害福祉のあり方検討会就労支援部会への参加依頼も含め、適切に情報共有を図ってまいります。